

資料編

- 資料1 日高市環境基本計画の策定経過
- 資料2 日高市環境基本計画の策定について（諮問）
- 資料3 日高市環境基本計画の策定について（答申）
- 資料4 日高市環境審議会委員名簿
- 資料5 アンケート調査結果概要
- 資料6 日高市環境基本条例
- 資料7 用語集

資料1 日高市環境基本計画の策定経過

- 平成26年 9月29日から平成26年10月末日
環境に関する市民・事業者アンケート調査の実施
- 平成26年8月29日 第1回審議会
議 題 ・日高市環境基本計画の見直しについて
- 平成27年2月17日 第2回審議会
議 題 ・日高市環境基本計画見直しのためのアンケート結果について
- 平成27年6月30日 第1回環境審議会
議 題 ・日高市環境基本計画の見直しについて
- 平成27年7月10日から平成27年8月7日
環境基本計画（後期）（案）に関する市民コメント募集
意見書提出6名
- 平成27年9月29日 第2回環境審議会
諮 問 ・日高市環境基本計画（後期）（案）について
議 題 ・市民コメント結果について
- 平成27年11月27日 第3回環境審議会
答 申 ・日高市環境基本計画（後期）について

資料2 日高市環境基本計画の策定について（諮問）

日環発第296号

平成27年9月4日

日高市環境審議会

会長 行成 美知代 様

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

日高市環境基本計画（後期）（案）について（諮問）

日高市環境基本計画（後期）（案）を別添のとおり策定いたしましたので、
日高市環境基本条例第7条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

資料3 日高市環境基本計画の策定について（答申）

日環審発第5号
平成27年11月27日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

日高市環境審議会
会長 行成美知代

日高市環境基本計画（後期）（案）について（答申）

平成27年9月4日付け、日環発第296号で諮問された日高市環境基本計画（後期）（案）については、自然豊かな日高市の環境を保全し次世代に継承することや、地球環境に関する世界的な課題に対して身近なところから実践することが求められていることなどから、その内容については概ね妥当なものと判断いたします。

なお、この計画がより効果的に実施されるよう、次に掲げる内容にご留意願います。

記

- 1 日高市の誇る自然環境を保全するため、自治会や市民ボランティアなどと協働し、多くの方が環境保全意識の醸成を図られるような取り組みを推進されたい。
- 2 地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーの活用などを推進させ、温室効果ガスの削減目標を達成するよう積極的な施策を展開していただきたい。
- 3 環境基本計画の計画目標を達成するよう進行管理を行い、望ましい環境像である「自然と文化と環境のまち日高」の実現を図られたい。

資料4 日高市環境審議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
増田 直人	第3条第2項第1号 埼玉県西部環境管理事務所大気水質担当部長	
横手 澄男	第3条第2項第1号 日高市農業委員会会長	
土井 太郎	第3条第2項第1号 日高市区長会会長	
高根 廣作	第3条第2項第2号 知識経験者	
山田 雅子	第3条第2項第2号 知識経験者	
中山 貞男	第3条第2項第2号 知識経験者	職務代理
犬竹 信一	第3条第2項第3号 企業関係者	
藤田 聖	第3条第2項第3号 企業関係者	
石野 真菜	第3条第2項第4号 市長が必要と認める者	
小島 恵美	第3条第2項第4号 市長が必要と認める者	
行成美知代	第3条第2項第4号 市長が必要と認める者	会長
遠藤くに子	第3条第2項第4号 市長が必要と認める者	
横手 幸江	第3条第2項第4号 市長が必要と認める者	
古屋 房枝	第3条第2項第4号 市長が必要と認める者	

資料5 アンケート調査結果概要

日高市環境基本計画について見直しを行うため、平成26年度に市民および事業者を対象としたアンケート調査を実施し、環境保全に関する取り組みや環境に対する意識などについて回答を得ました。平成22年度に実施したアンケート調査と重複する設問は、取り組みの進捗や意識の変化について比較を行いました。

■市民アンケート調査結果概要

●平成22年度●

- ・調査対象 市内在住の満20歳以上の男女
- ・サンプル数 3,000人
- ・有効回収数 有効回収数 1,271票 有効回収率 42.4%

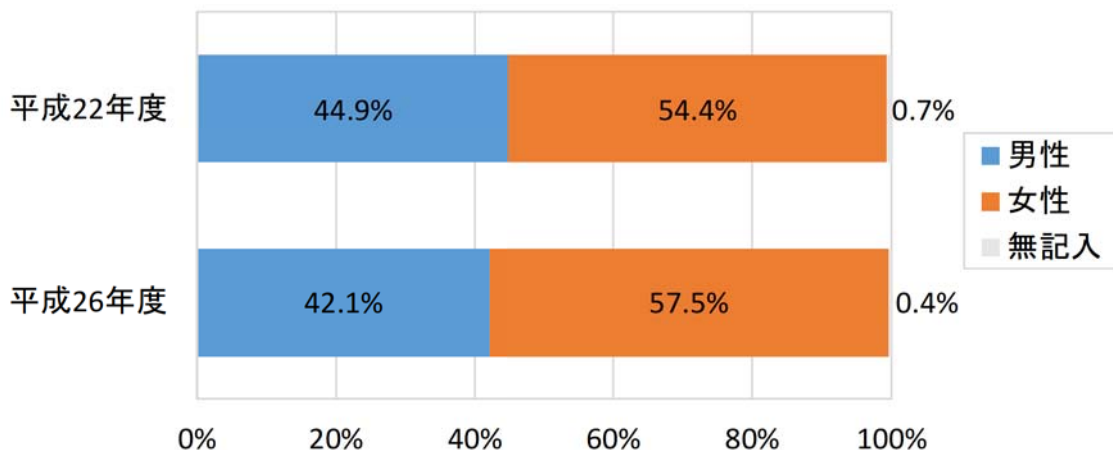
●平成26年度●

- ・調査対象 市内在住の満20歳以上の男女
- ・サンプル数 1,800人
- ・有効回収数 有効回収数 750票 有効回収率 41.6%

■回答者属性

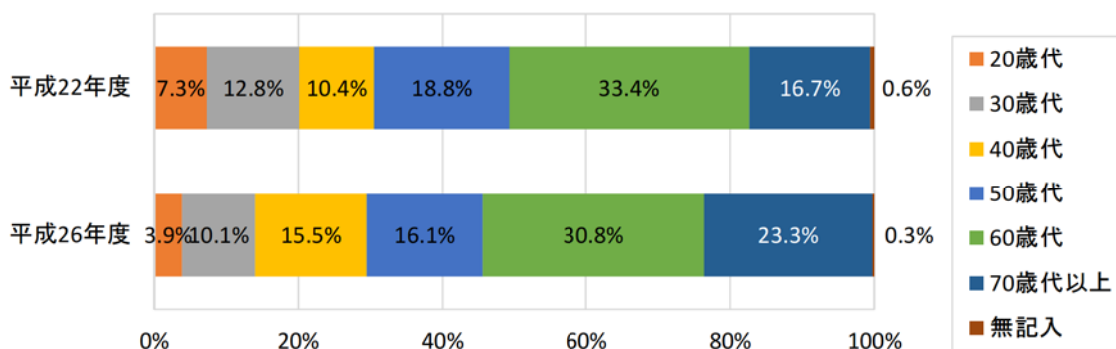
①性別

性別の回答状況では、「男性」が平成22年度では44.9%、平成26年度では42.1%、「女性」が平成22年度では54.4%、平成26年度では57.5%となっている。割合は平成22年度と同様、「女性」の割合が高い。



②年齢

年齢階層別の回答状況では、「40歳代」および「70歳代以上」の割合が平成22年度に比べて高くなっている。また、50歳代以上の高齢層の割合が大きくなっている。



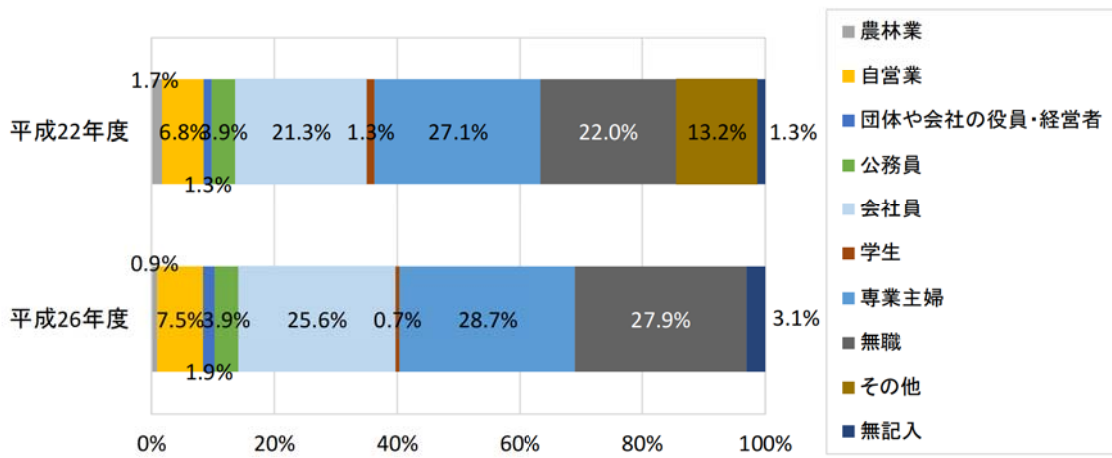
③居住地区

居住地区別の回答状況では、最も多かった地区は平成22年度が「高麗川地区」の27.8%、平成26年度が「高麗地区」の19.6%となっている。回答者数がやや少ない地区は「高根地区」および「高萩北地区」である。



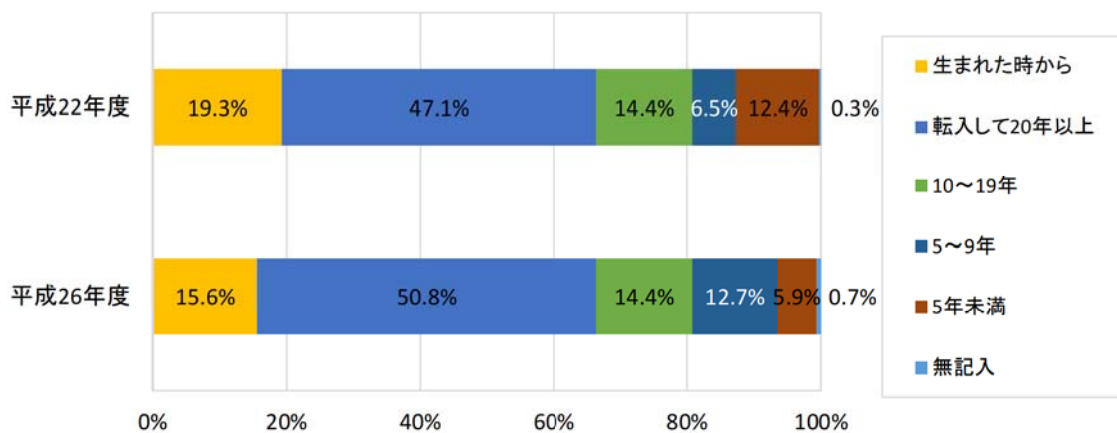
④職業

職業別の回答状況は、平成22年度、平成26年度とも「専業主婦」が最も多く、次いで「無職」、「会社員」となっている。



⑤居住年数

居住年数別の回答状況では、「転入して20年以上」が約半数を占め、次いで「生まれたときから」、「10～19年」となっており、10年以上の居住者が80%以上を占めている。

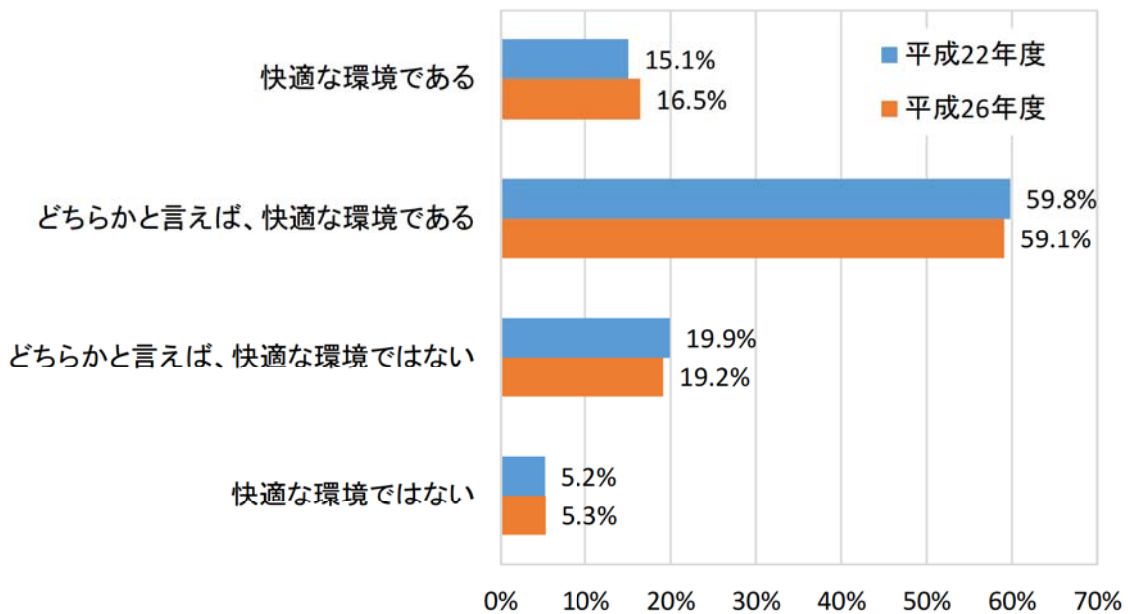


■調査結果（単純集計）

■身近な環境について-----

①日高市の環境の印象（単一回答）

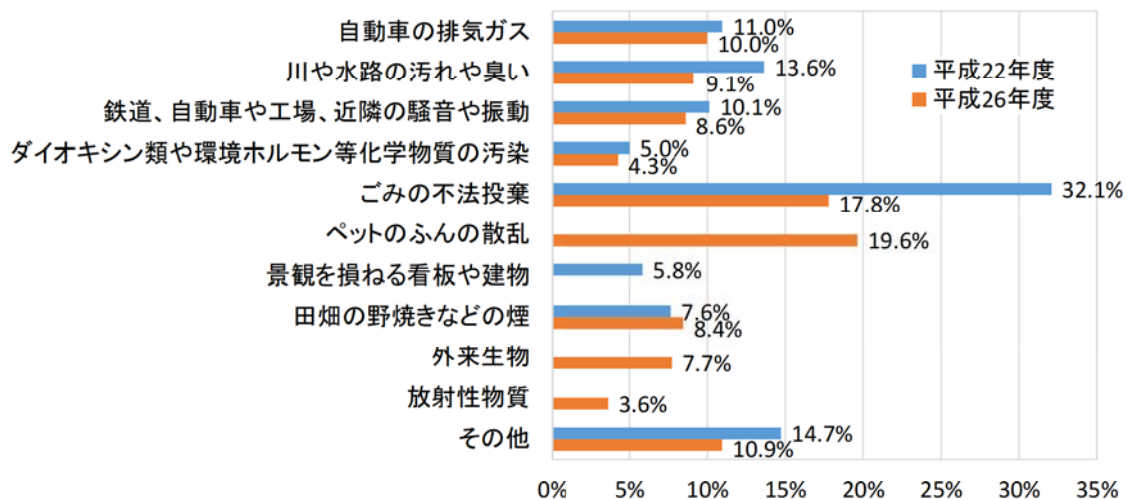
平成 22 年度、平成 26 年度ともに「快適な環境である」および「どちらかと言え
ば、快適な環境である」を合わせて、約 75%の市民が概ね快適と答えている。



②気にかかる身近な環境問題（複数回答）

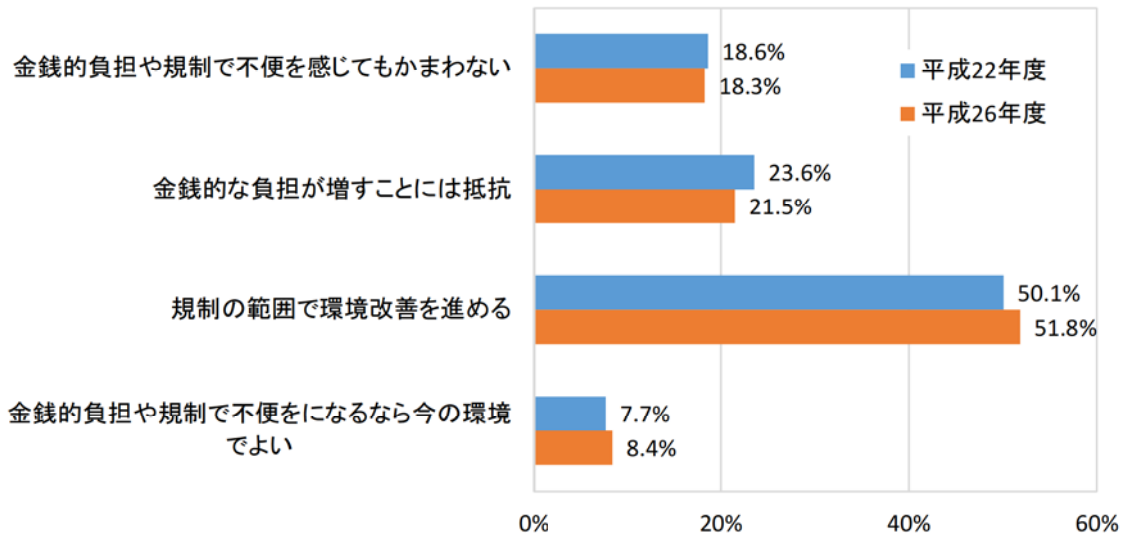
平成 26 年度では新たに「ペットのふんの散乱」、「外来生物」、「放射性物質」の項
目を加えたところ、「ペットのふんの散乱」による環境問題が最も高く、次いで「ご
みの不法投棄」であり、平成 22 年度では 32.1%、平成 26 年度では 17.8%とな
っている。

市民による心無いポイ捨ても想定されるが、市外からの不法投棄や、市外から観光
地に持ち込まれるごみについて懸念ということも要因と想定される。



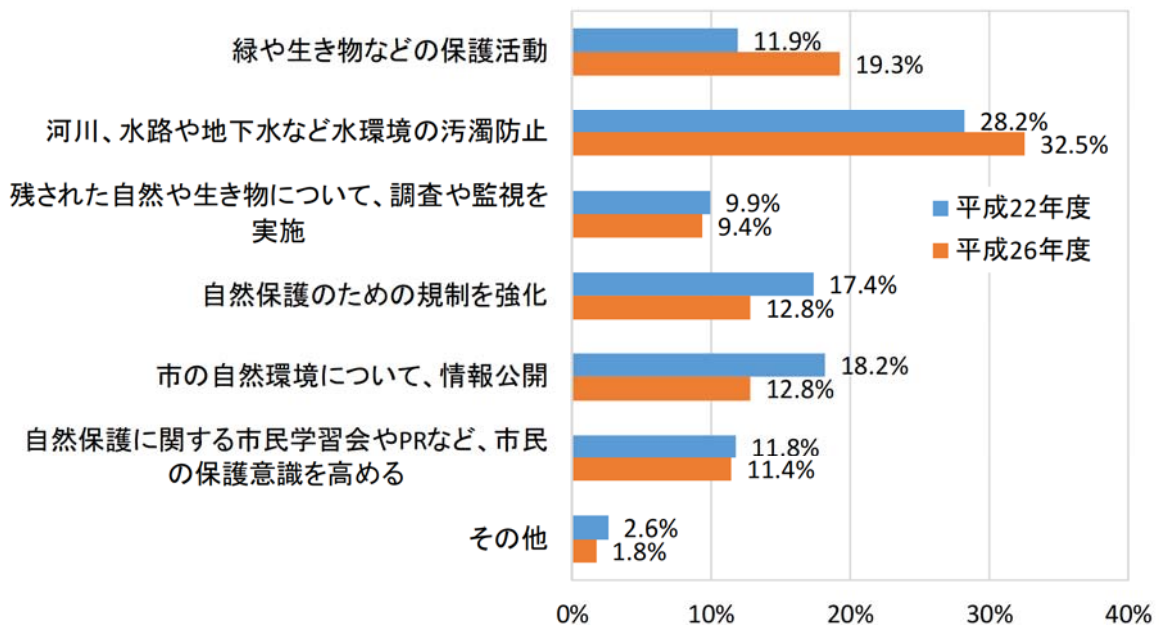
③規制や費用的負担の考え方（単一回答）

「規制の範囲で環境改善を進める」の割合が平成 22 年度、平成 26 年度ともに最も高く、環境改善に関わる新たな規制や金銭的負担は望まないことが伺える。



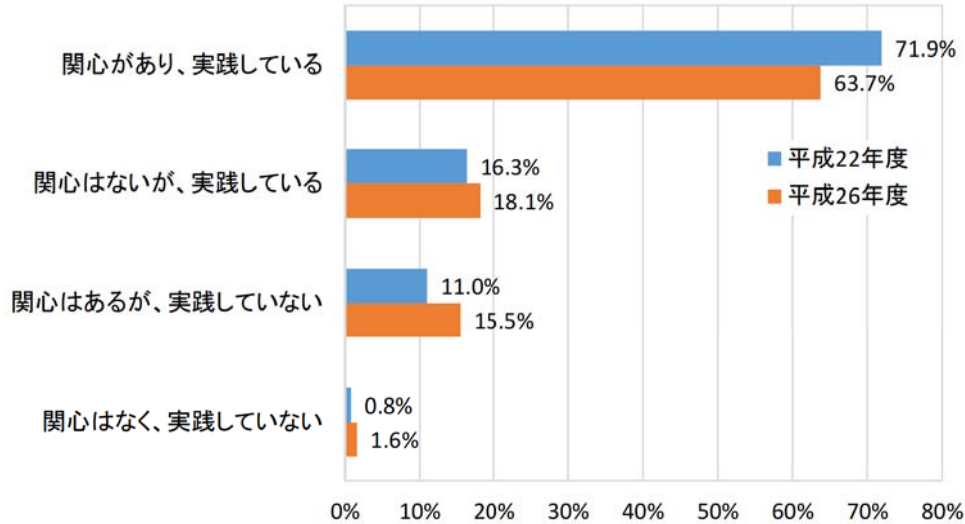
④自然環境保全のための取り組み（複数回答）

「河川、水路や地下水など水環境の汚濁防止」の回答が平成 22 年度、平成 26 年度ともに最も多い。「緑や生き物などの保護活動」の回答が前回より割合が高く、自然環境保全に対する関心の高さが伺える。



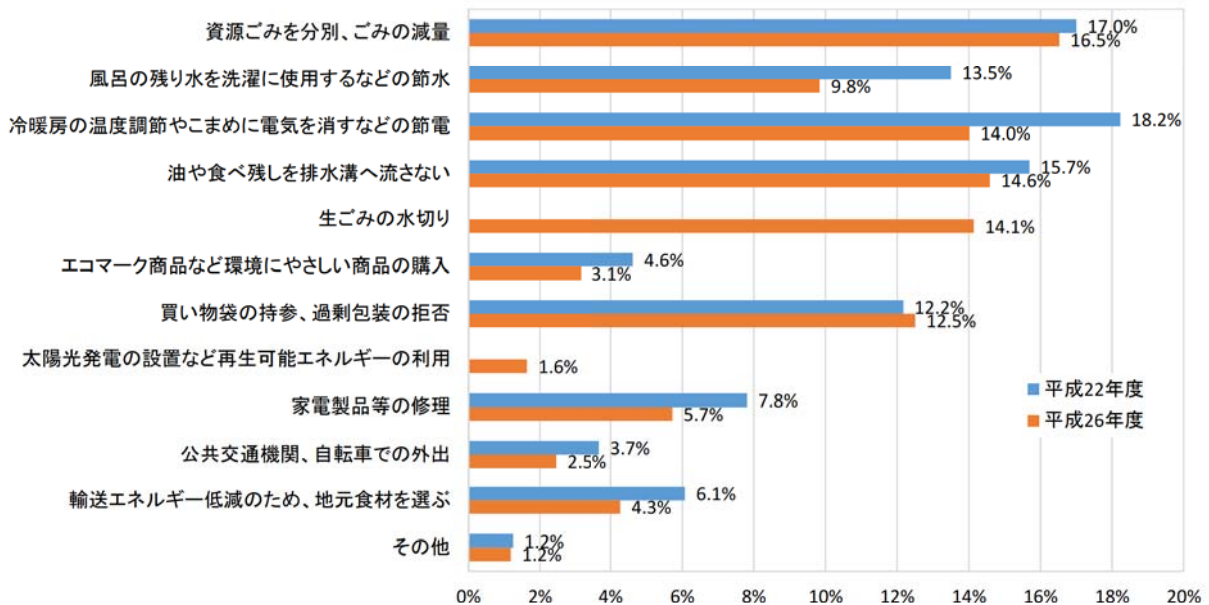
⑤環境にやさしい取り組み状況（リサイクル、省エネルギーについての取り組み状況）（単一回答）

「関心があり、実践している」との回答は平成 22 年度の 71.9%と比べて、平成 26 年度は 63.7%と低くなったが、実践しているとの回答が 80%を超え、生活の中で環境を意識し、取り組みを実践している人が非常に多いことがわかる。



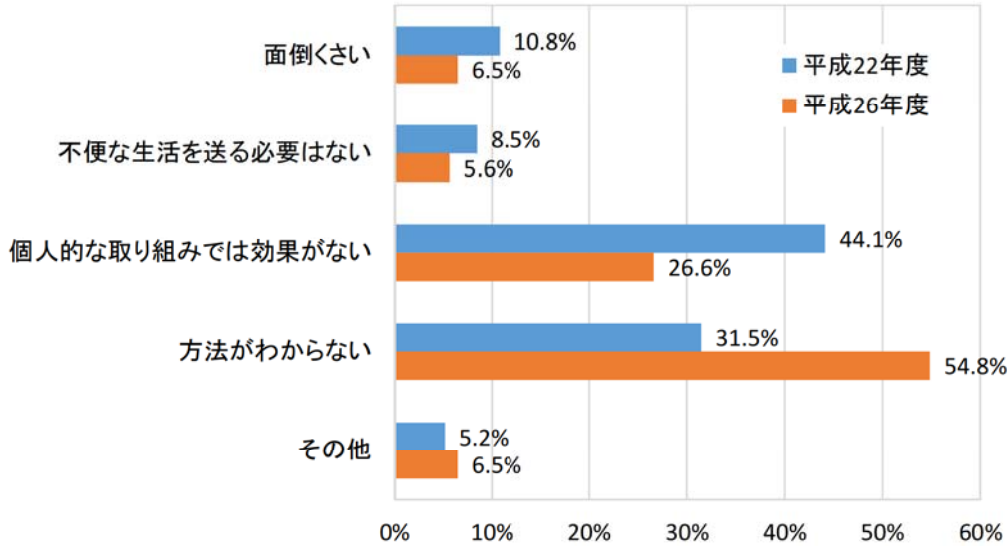
⑥環境にやさしい取り組みの実践事項（リサイクル・省エネルギー行動の実践事項）（複数回答）

平成 22 年度では「冷暖房の温度調節やこまめに電気を消すなどの節電」が最も多く、次いで「資源ごみを分別、ごみの減量」、「油や食べ残しを排水溝へ流さない」が上位に挙がっている。平成 26 年度では「資源ごみを分別、ごみの減量」が最も多く、「油や食べ残しを排水溝へ流さない」や、平成 26 年度で新たに設問を加えた「生ごみの水切り」が上位に挙がり、平成 22 年度から継続して、主に家庭内での家事・炊事において省エネや環境に配慮した行動が伺える。



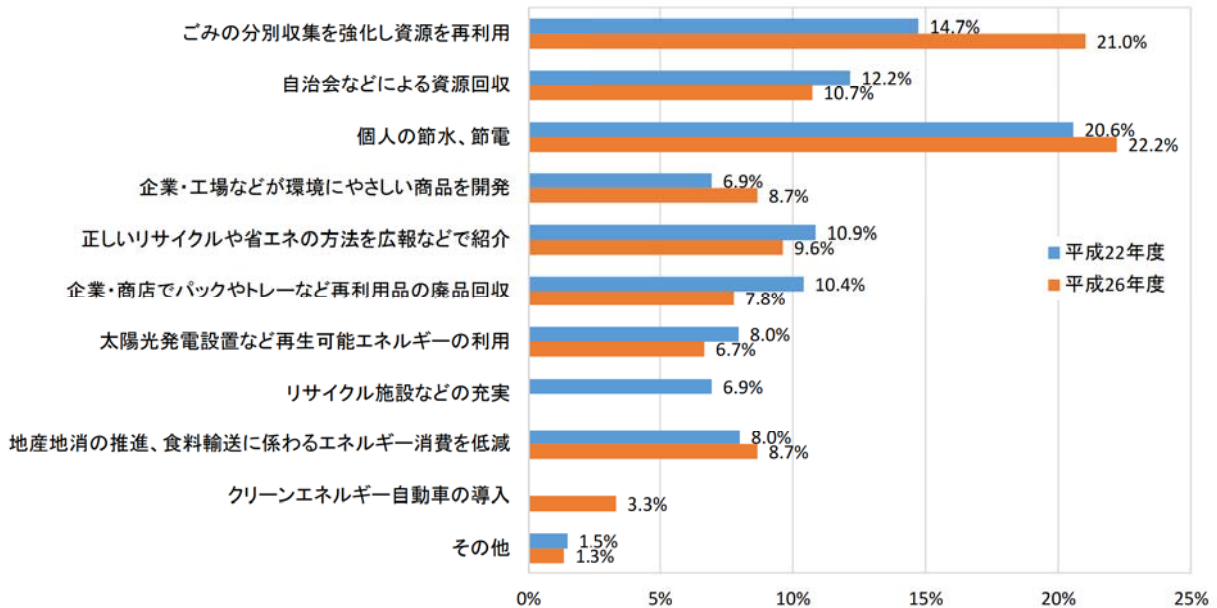
⑦環境にやさしい取り組みを実践していない理由（リサイクル・省エネルギーを実践していない理由）（単一回答）

平成 22 年度では、「個人的な取り組みでは効果がない」という理由が多く挙げられたが、平成 26 年度では「方法がわからない」が最も多く、環境にやさしい取り組みについて情報や知識が定着せず、関心が薄いことが考えられる。



⑧環境にやさしい取り組みの重点事項（リサイクル・省エネルギー行動の重点事項）（複数回答）

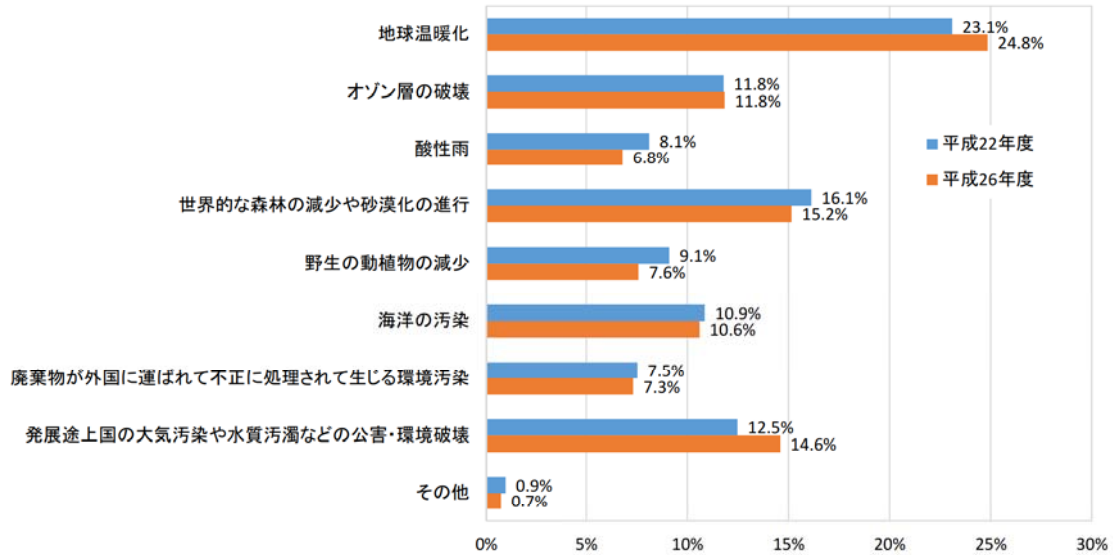
「個人の節水、節電」や「ごみの分別収集を強化し、資源を再利用」の回答が多く、個人で行う取り組みだけではなく地域社会と連携し、また情報を共有することが重要と考える人が多いことが伺える。



■地球環境問題について-----

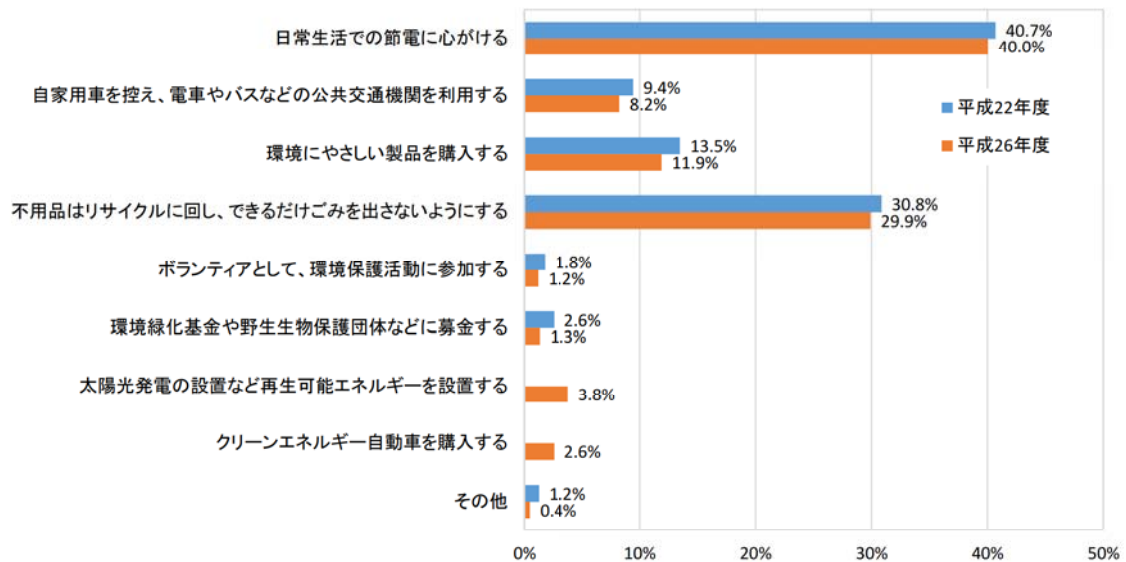
①関心のある地球環境問題（複数回答）

関心のある地球環境問題では、「地球温暖化」の回答が最も多く、平成 22 年度よりさらに関心が高くなっていることがわかる。



②地球環境問題に対する貢献事項（複数回答）

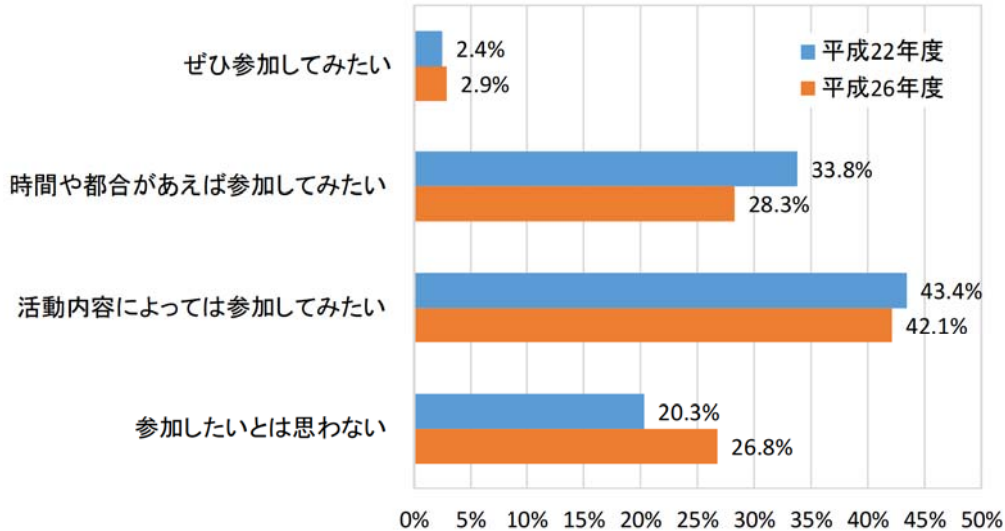
「日常生活での節電」、「リサイクルやごみの減量」など、日常生活において個人でできる行動をしたいとの意識は、平成 22 年度と平成 26 年度で変わらないことが伺える。



■環境づくりへの参加について-----

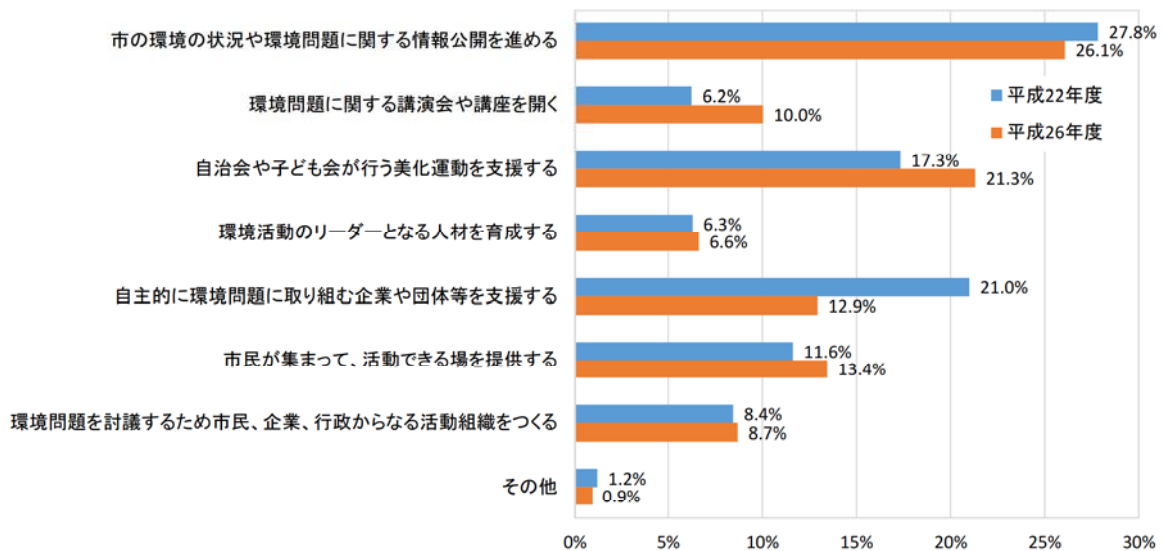
①市民の自主的な環境づくり活動への参加の意思（単一回答）

平成 22 年度、平成 26 年度ともに約 70%以上の方が、活動内容を把握したうえで日常生活に支障がでない程度の活動ならば参加したいとの意思がみられ、市民による自主的な環境づくり活動への参加の意思は高いことが伺える。



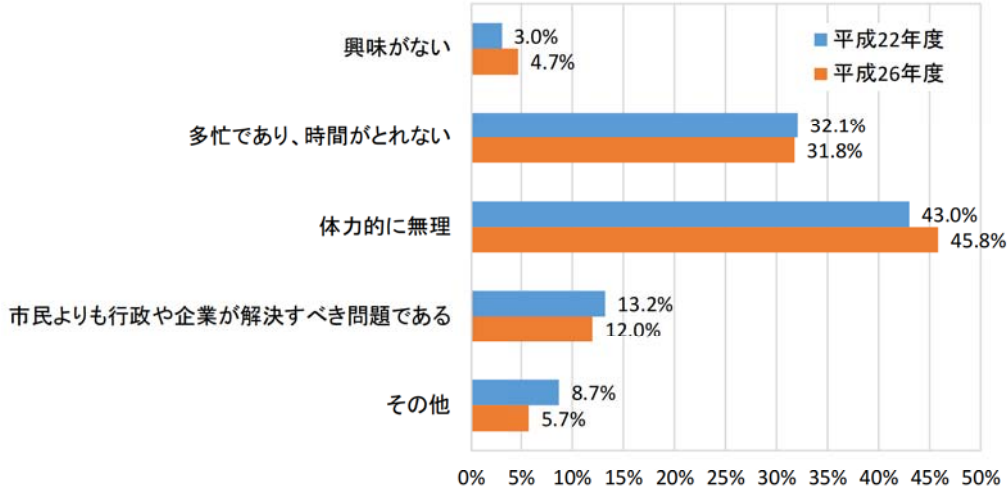
②市民の環境づくりへの参加における重点事項（複数回答）

市の環境状況や、環境問題に関する情報公開を進める意識が高く、次いで平成 26 年度では「自治会や子ども会が行う美化運動を支援する」、「市民が集まって、活動できる場を提供する」ことが重要であることと、地域社会の貢献だけでなく行政からの支援を期待していることも伺える。



③市民の環境づくりに対して参加したくない理由（単一回答、有効回答数 265 票）

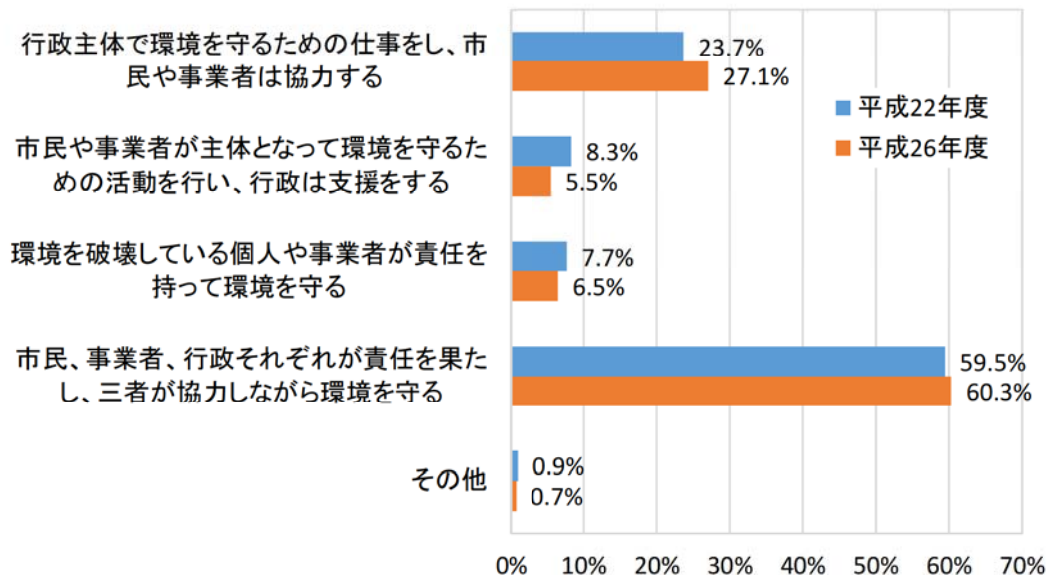
参加したくない理由として、平成 22 年度と同様、「体力的に無理」という回答者が多く、次いで「多忙であり、時間がとれない」との回答が挙げられた。また、市民より行政や企業による解決を望む意識もみられた。



■今後の日高市の環境行政について-----

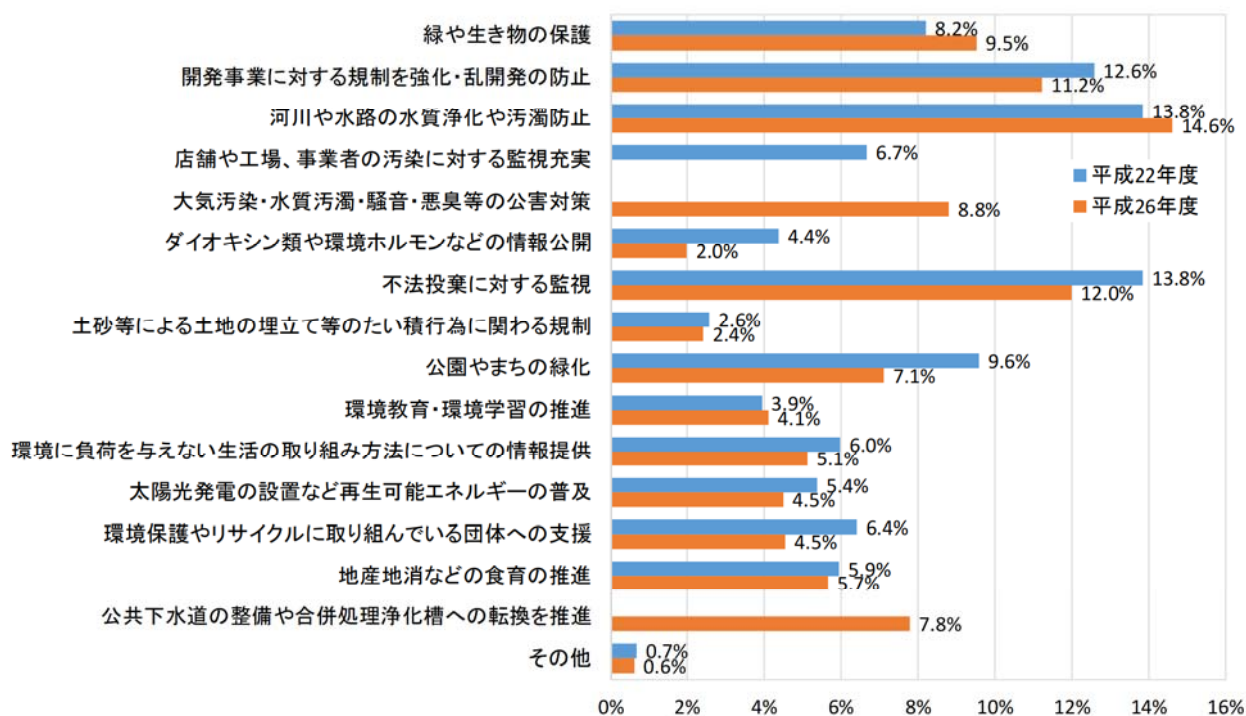
①各主体の役割分担の考え方（単一回答）

役割分担では「市民、事業者、行政の三者協力」との回答が平成 22 年度、平成 26 年度ともに最も多く挙げられた。一方で、行政からの先導的役割を望む声も多くみられた。



②行政が行う環境行政施策への要望（複数回答）

日高市への要望では、平成22年度では「ごみの不法投棄の監視」について多かったが、平成26年度では「水質汚染防止」について多く寄せられた。また、平成26年度で新たに設けた「公害対策」についても上位に挙げられた他、自然環境保全への回答も多く寄せられた。



■事業者アンケート調査結果概要

●平成 22 年度●

- ・調査対象 日高市内事業者
- ・サンプル数 300 事業所
- ・抽出方法 市内事業者名簿による無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収方式
- ・回収結果 有効回答数 147 票 回収率 49.0%

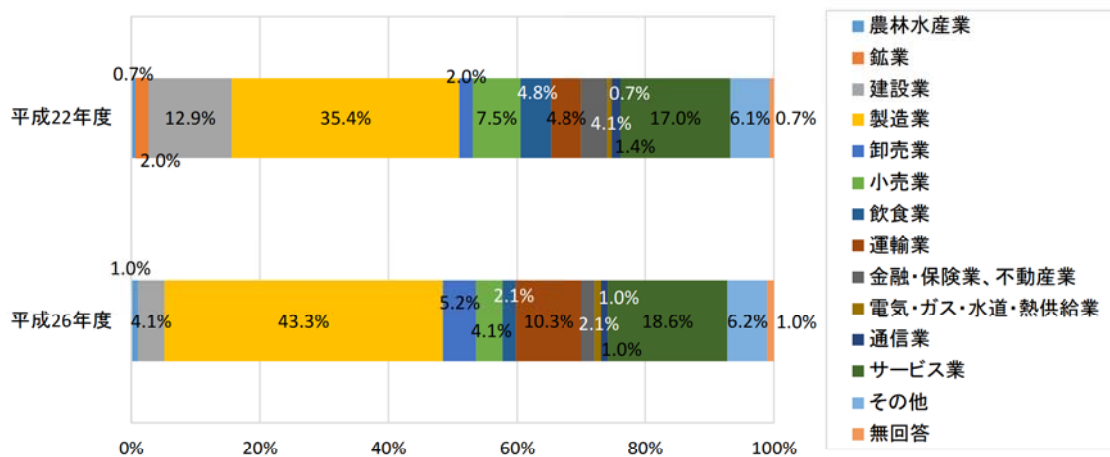
●平成 26 年度●

- ・調査対象 日高市内事業者
- ・サンプル数 200 事業所
- ・抽出方法 市内事業者名簿による無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収方式
- ・回収結果 有効回答数 97 票 回収率 48.5%

■回答者属性

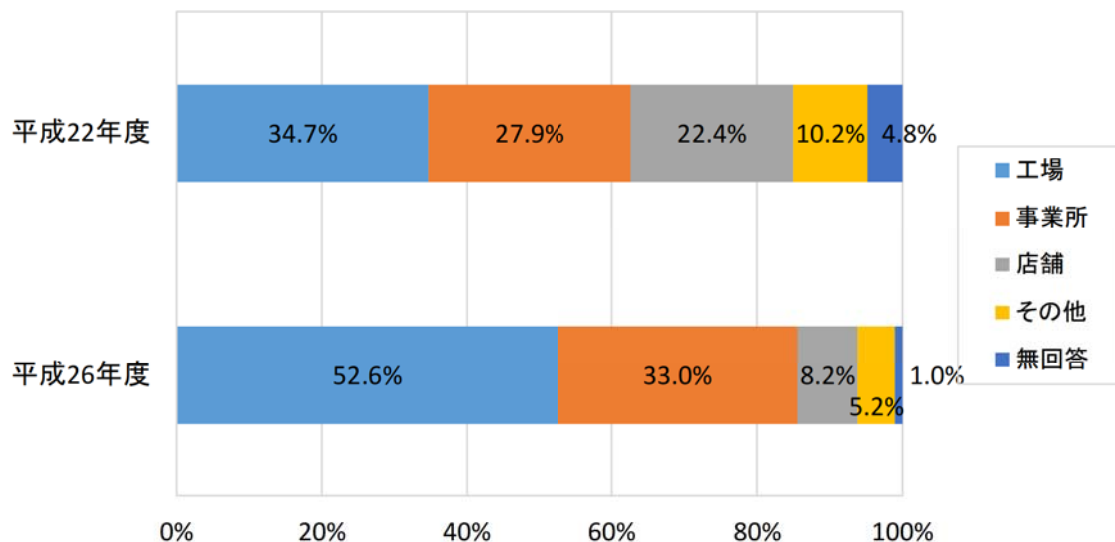
①業種

業種別では、平成 22 年度、平成 26 年度ともに「製造業」が最も多く、次いで「サービス業」となっている。



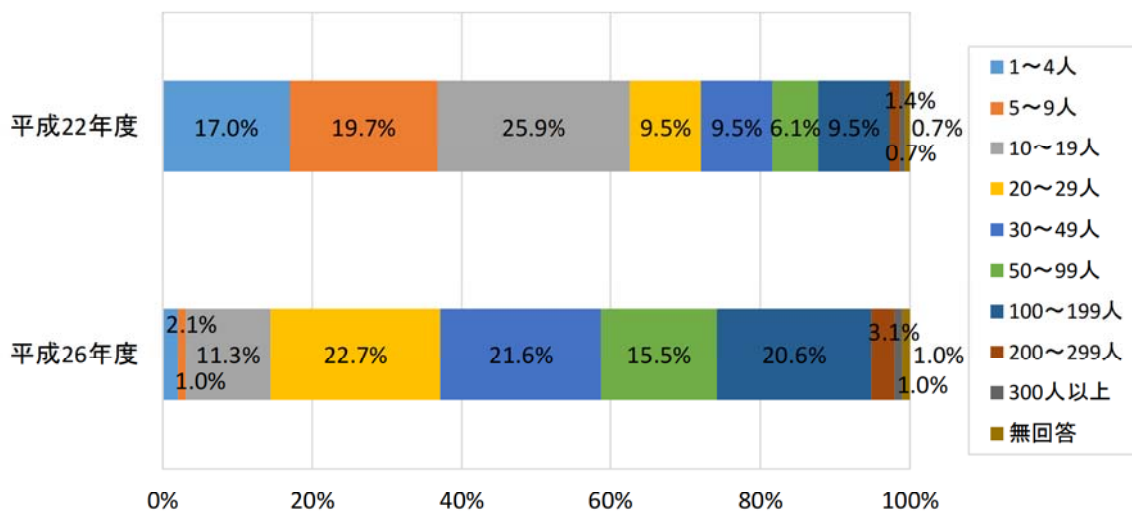
②事業形態

事業形態別では、「工場」が最も多く、次いで「事業所（オフィス）」、「店舗」となっている。



③従業員数

従業員数別では、平成22年度では「10～19人」が最も多く、次いで「5～9人」19.7%、「1～4人」が17.0%と上位に挙がっていたが、平成26年度では「20～29人」が22.7%、次いで「30～49人」が21.6%となっている。

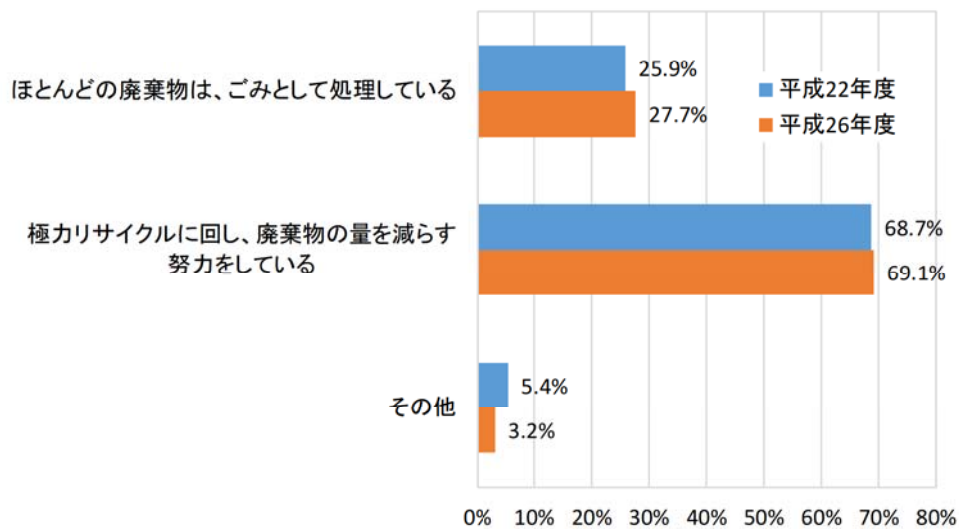


■調査結果（単純集計）

■事業所における環境問題への取り組み状況-----

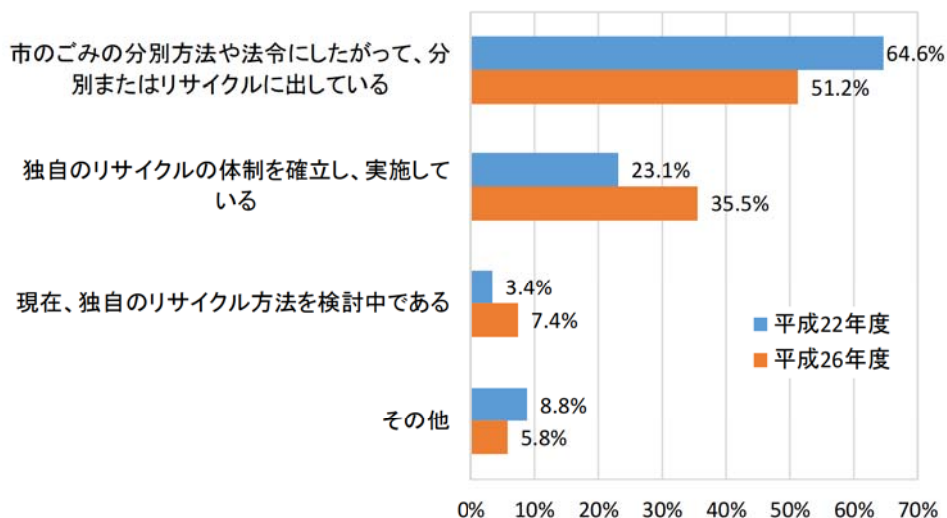
①廃棄物の処理状況（単一回答）

「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」との回答が平成22年度および平成26年度ともに最も多く、リサイクルやごみ減量化への意識が高く、積極的に取り組む事業者が多いことがわかる。しかし、「ほとんどごみとして処理」と答える事業者もあり、取り組みへの意識がやや弱い面も伺える。



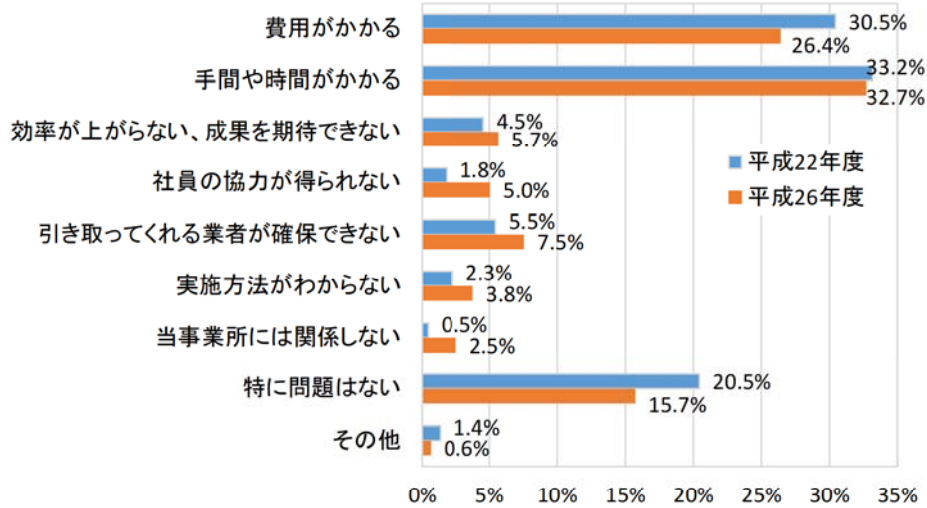
②廃棄物のリサイクルの実施状況（単一回答）

市の分別方法、法令に従って分別またはリサイクルに出す業者が50%以上を占め、「独自のリサイクル体制を確立、実施」している事業者は約40%が取り組んでいることがわかる。リサイクル方法を検討する事業者もみられることから、リサイクルに対する意識は高いことが伺える。



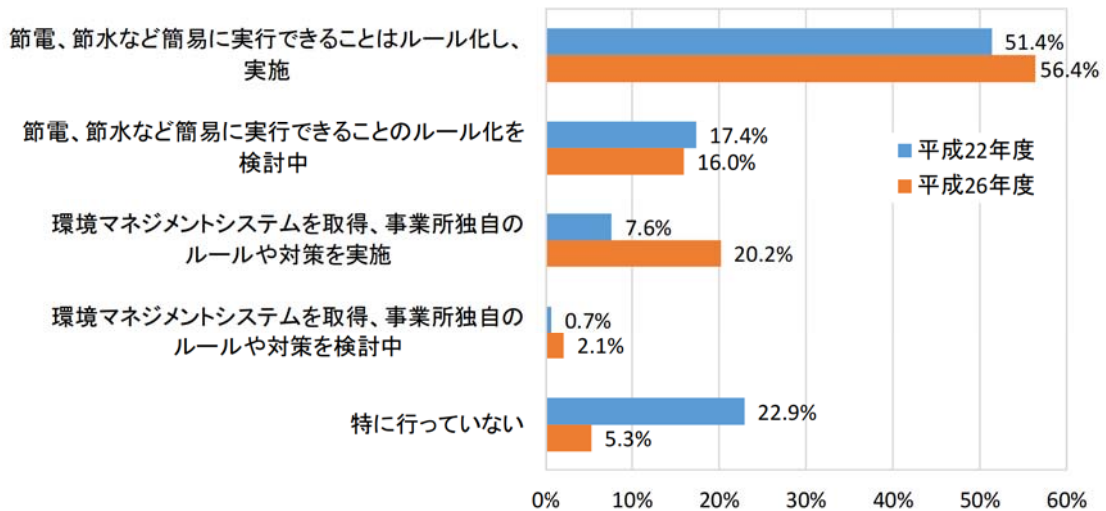
③リサイクル実施上の問題点（複数回答）

実施への問題点としては、「費用がかかる」、「手間や時間がかかる」が多くを占め、景気や経営状況に影響されることがわかる。約20%が「特に問題を感じていない」と回答しており、また、「実施方法がわからない」との回答も僅かながらみられた。



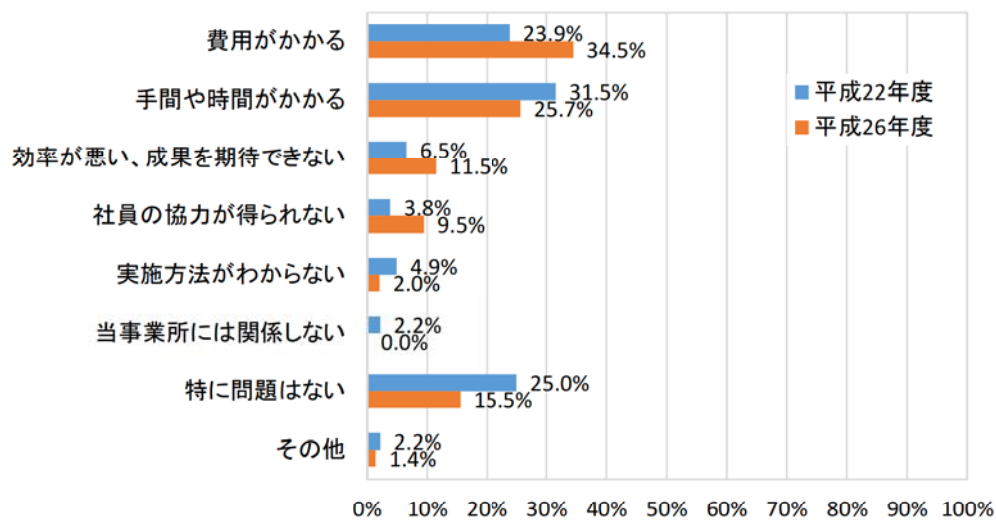
④省エネルギー化の進捗状況（単一回答）

省エネルギー化では、節電や節水など簡易に実行できるものはルール化し実施している事業者が約半数を占め、「特に行っていない」とする回答が平成22年度では多くみられたが、平成26年度では減少している。また、ISO14000シリーズ等環境マネジメントシステムを取得し、独自のルールや対策を実施している事業者が多くみられた。



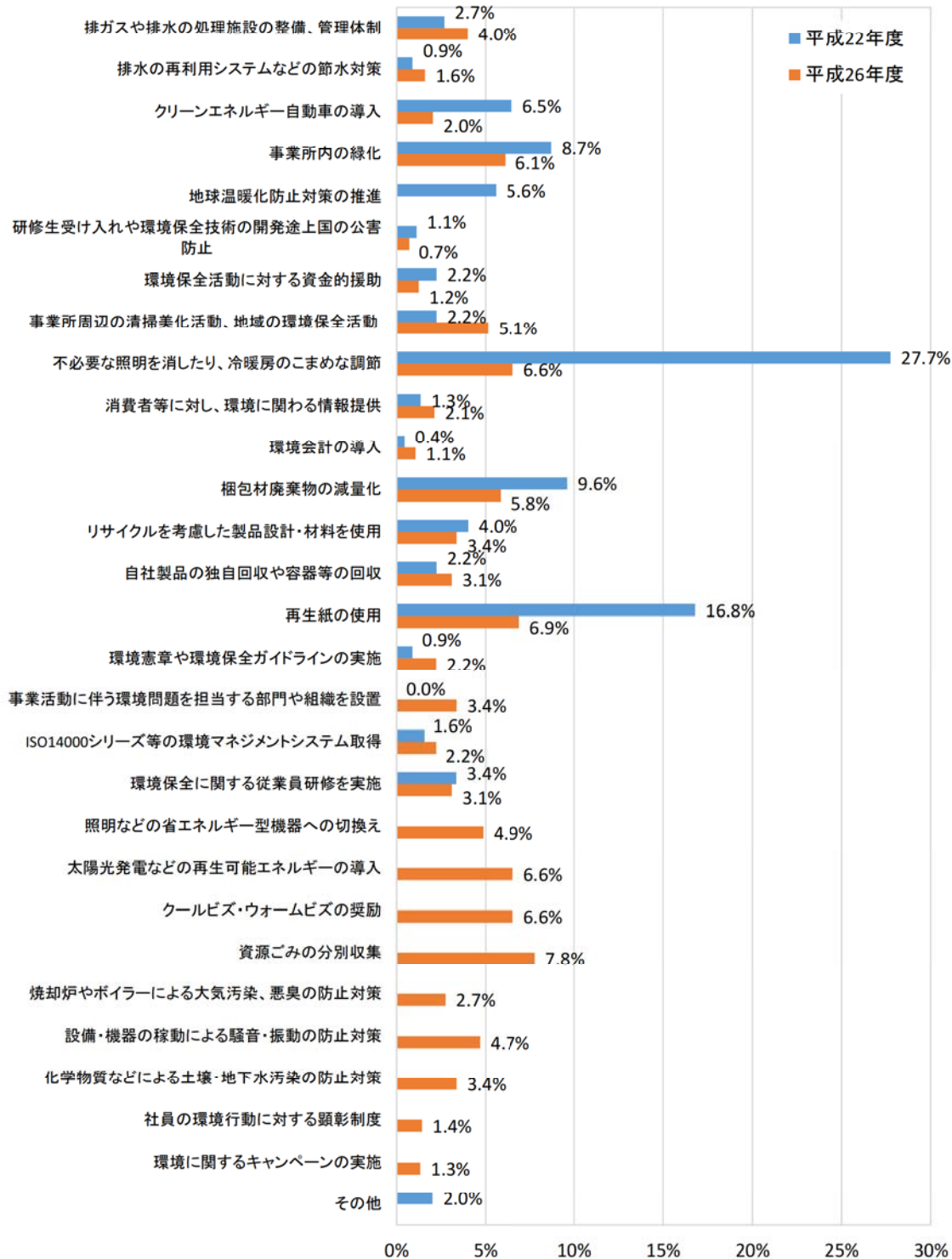
⑤省エネルギー化実施上の問題点（複数回答）

省エネルギー化の実践については、リサイクルへの問題点とほぼ同様に、費用や手間がかかるといった回答が約半数を占め、コスト面での課題を挙げる一方、「特に問題を感じていない」とする回答もみられた。



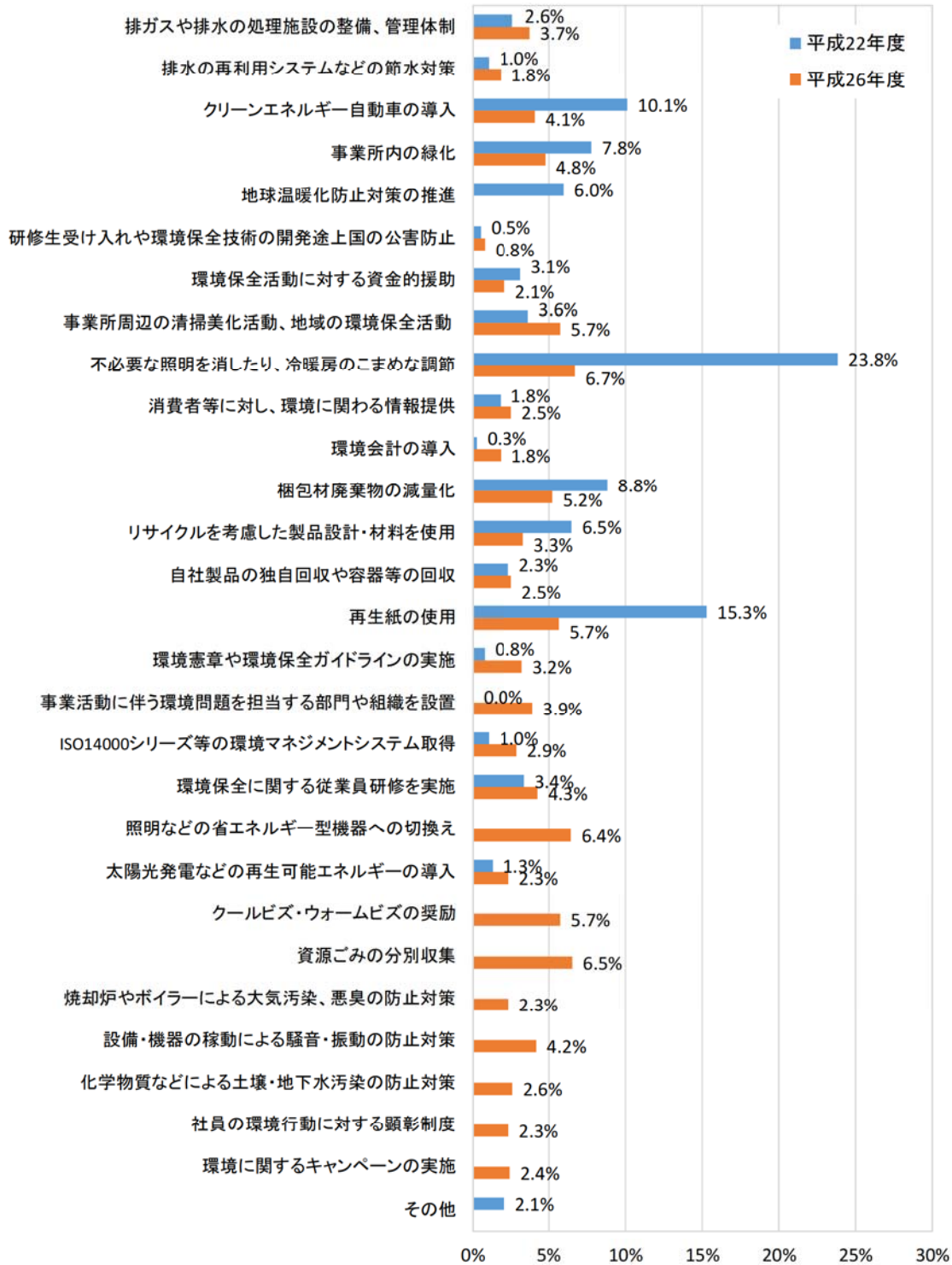
⑥環境保全対策の実施状況（複数回答）

実施している対策としては、「 unnecessaryな照明を消すことや、冷暖房の運転等省エネを心がける」対策が最も多く、次いで「再生紙の使用」、「事務所内の緑化」など意識を持てば容易に取り組める行動が多い。また、「資源ごみの分別収集」などごみの分別や減量化などに取り組んだり、悪臭、騒音の防止など公害対策に努めたりする事業者が多くみられた。



⑦環境保全対策の実施予定事項（複数回答）

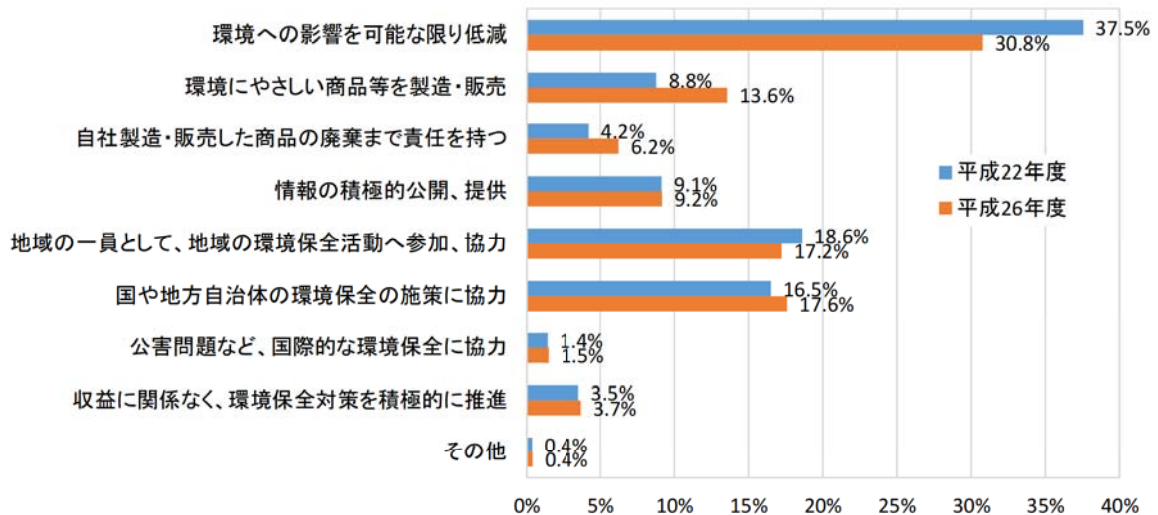
平成 22 年度では、実施している取り組みと同様、「照明、運転等省エネを心がける」、「再生紙の使用」など容易に取り組むことができる回答が多かったが、平成 26 年度ではさらに「クリーンエネルギー自動車の導入推進」を検討する事業者が増えている。



■事業所の環境保全に対する考え方-----

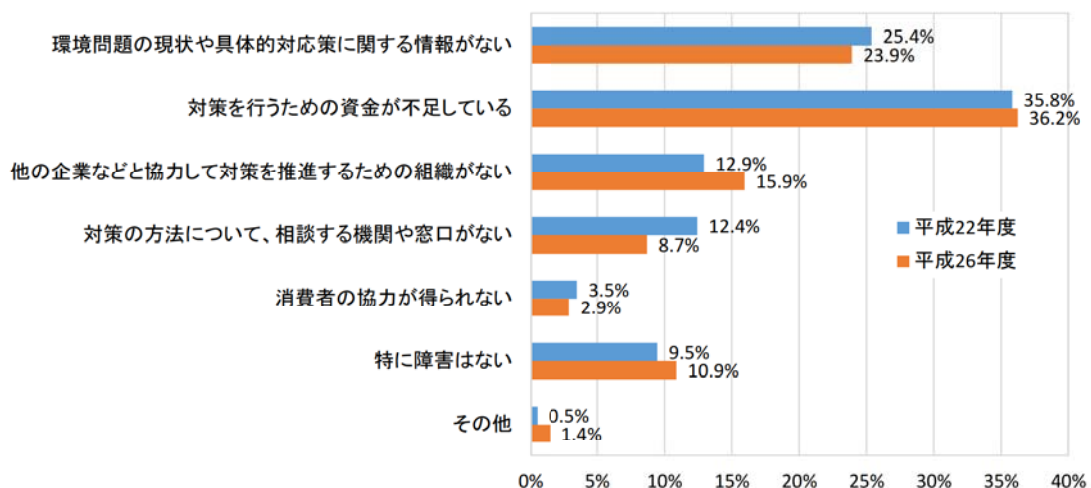
①環境保全に対する事業者の役割（複数回答）

「環境への影響を可能な限り低減」する回答が最も多く、事業活動における環境負荷低減への意識が伺えるが、一方で国際的な活動に及ぶものや、収益に関係のない積極的な環境保全対策を推進することに対して意識は低いようである。



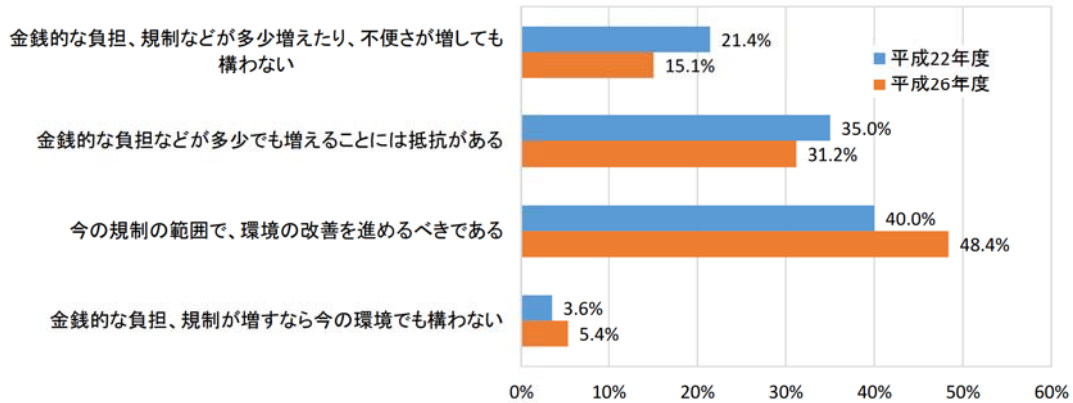
②事業者が環境保全を進める上での障害（複数回答）

平成22年度、平成26年度ともに資金不足が環境保全を進める上での障害であるとの回答が最も多く挙げられたが、「環境問題の現状や具体的な対策の情報がない」、「他企業と協力するための組織がない」、「方法を相談する機関や窓口がない」など、対策に必要なデータの不備や入手困難などによる情報不足など、関係各機関との連携が薄いことも要因に挙げられる。



③環境を改善していく上での意思（単一回答）

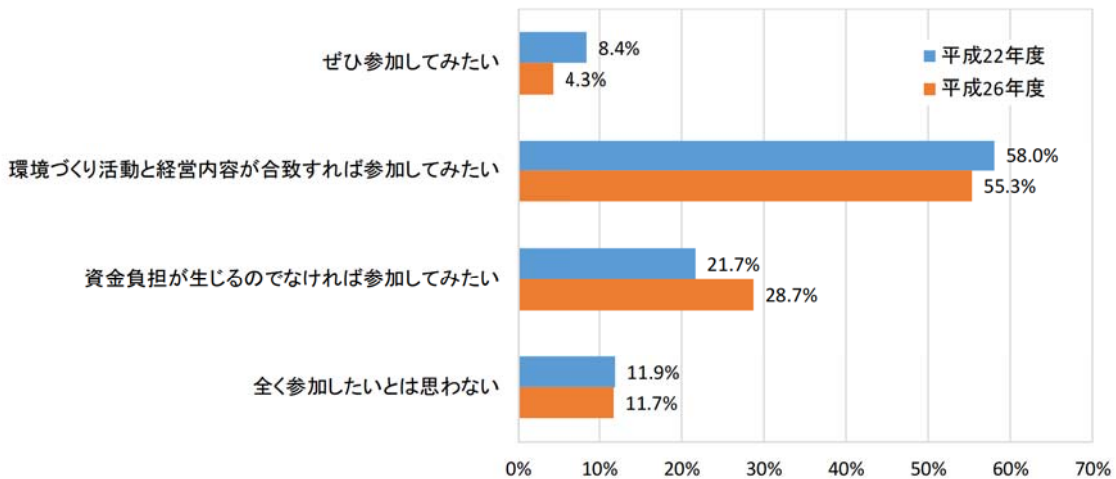
環境を改善していく上では、「現在の規制範囲で改善を進めるべき」や規制などにより不便さを感じることは構わないが、今の環境を改善するために「金銭的な負担が増えることには抵抗がある」との回答が約70%となった。規制の範囲内で、負担のかからない対策を望んでいるが、「金銭負担や不便が増しても構わない」とする回答もみられた。



■市民・事業者・行政の連携による環境づくりに対する意識

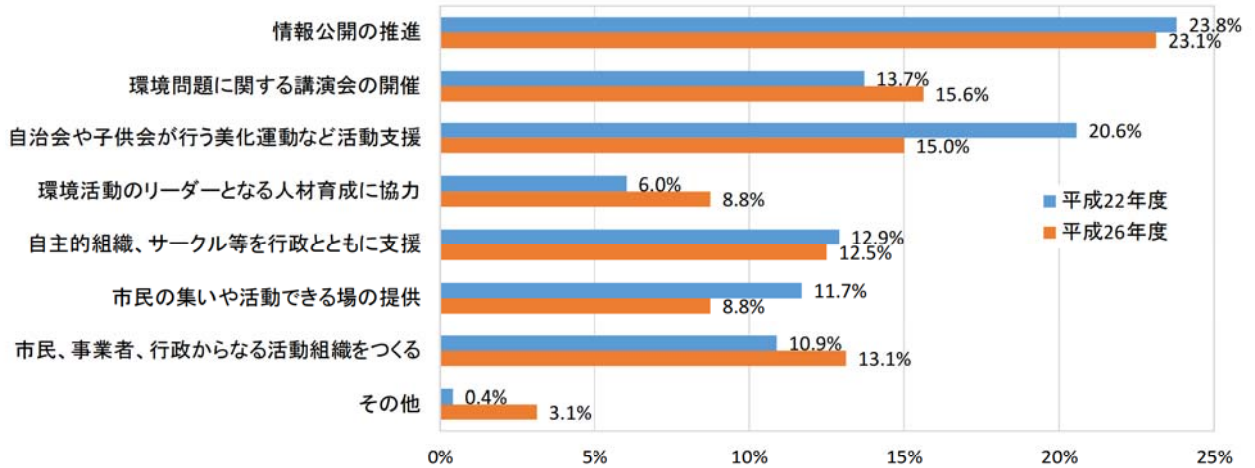
①自主的な環境づくり活動への参加の意思（単一回答）

「経営内容と合致するなら参加したい」との回答が最も多く、資金面での負担がなければなどの条件付きもあるが、参加への意向が多くみられる。



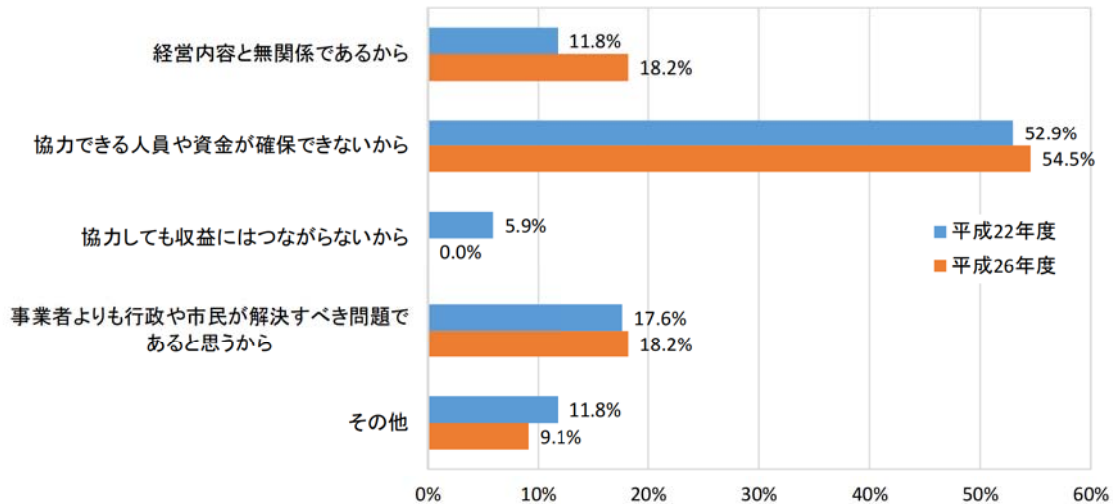
②環境づくりにおける行政の重点的な取り組み（複数回答）

「情報公開の推進」や「自治会・子供会の活動支援」への回答が多く、次いで「環境問題に関する講演会の開催」が挙げられた。活動のためには、現状の把握や対策を講じるための情報が必要不可欠との認識や、自主的組織、サークルなどを行政とともに支援を望む声が多い。



③自主的な環境づくり活動に参加したくない理由（単一回答）

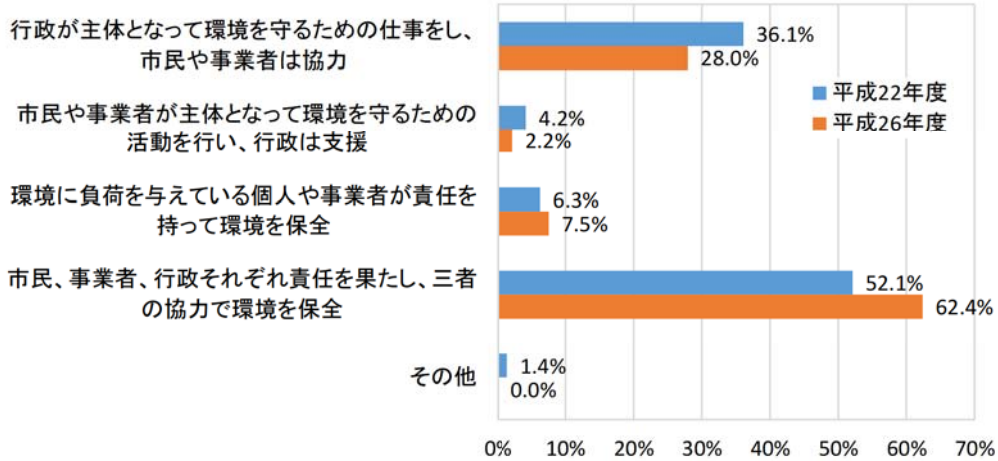
約半数が「協力人員や資金が確保できない」と回答しており、次いで「行政や市民が取り組むべき」との回答もみられた。



■今後の市の環境行政のあり方-----

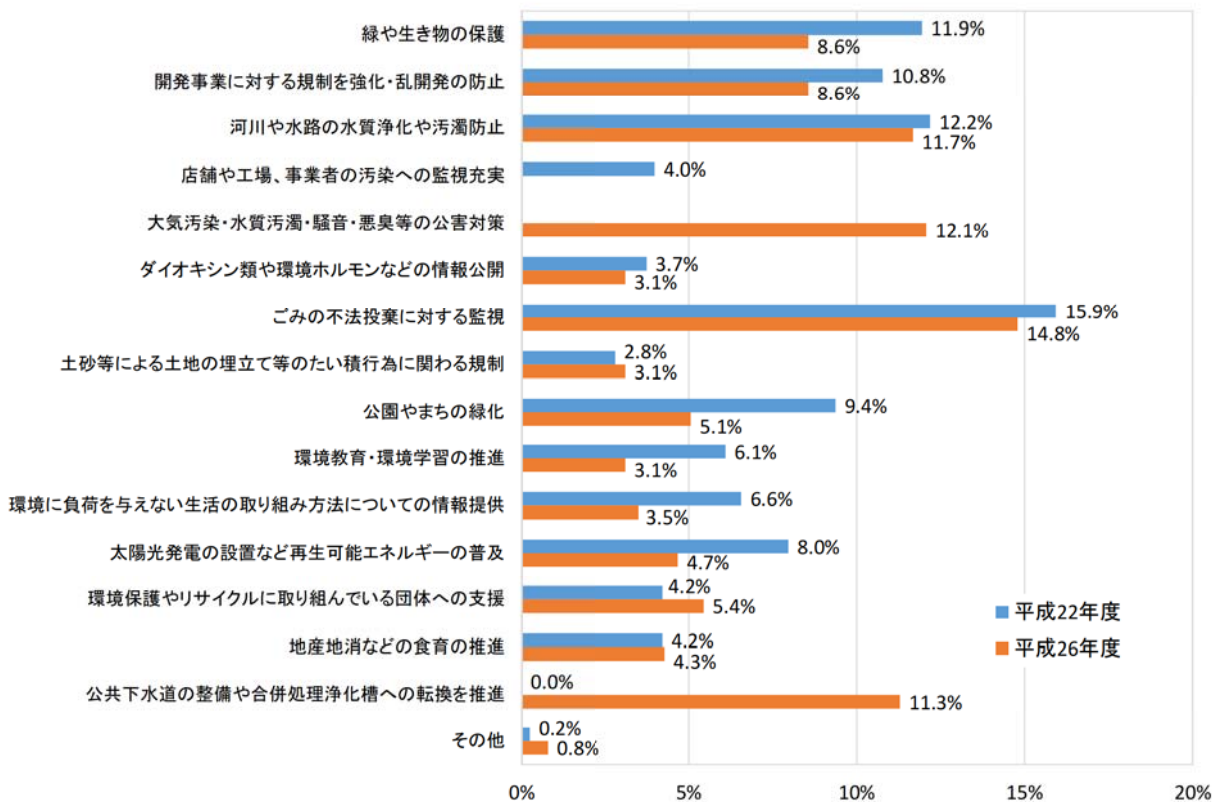
①環境保全のための望ましい役割分担（単一回答）

役割分担では「市民、事業者、行政の三者協力」への回答が最も多く占め、一方で行政が主体となって率先的に取り組み、市民や事業者が協力することを望む声も多く挙げられた。



②行政が行う環境行政施策への要望（複数回答）

日高市が行う環境行政施策への要望では、「ごみの不法投棄」が最も多く、次に「水質汚染防止」、「緑や生き物の保護」など回答も多く寄せられた。また、平成26年度では「大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害対策」や「公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換の推進」などの回答も寄せられた。



資料 6 日高市環境基本条例

日高市条例第9号

日高市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制（第18条・第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲な大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、健康で文化的な生活が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が環境への負荷の少ない持続的発展がで
きる社会を構築するよう、適切に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球環境の保全と地域の環境が深くかかわっていることを認
識し、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保
全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、

及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(報告書の作成等)

第9条 市長は、毎年度、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第12条 市は、地球環境の保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

(情報の収集及び調査の実施)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように、努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

資料 7 用語集

〈ア行〉

●アイドリングストップ

駐停車したときに自動車やバイクのエンジンを停止させること。燃料消費量の削減につながるほか、二酸化炭素の排出量が削減され、地球温暖化の防止に効果がある。

●一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物であり、具体的には家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くすなどが挙げられる。

●一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物について計画的かつ適正な処理を行うために市町村により策定される計画。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など、自動車運転者一人ひとりの心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

●エコマーク商品

「生産」から「廃棄」にわたって環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品。第三者機関（公益財団法人日本環境協会）に認定されることで「エコマーク」を使用することができ、サービス提供者は消費者などに環境に配慮した商品であることをアピールできる。

●エコライフDAY

簡単なチェックシートを利用して、環境に配慮した生活を1日実践する取り組み。チェックシートは、二酸化炭素排出の削減量が計算でき、地球温暖化の防止に取り組めたことが確認できる。

●エネルギーミックス

発電設備は、火力、水力、天然ガス、原子力、太陽光や風力等の再生可能エネルギーなどがある。それぞれの設備特性をふまえ、経済性や環境性、安定性などから電力の供給バランスを図ること。

●温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。

〈力行〉

●外来種

他地域から人間の活動によって持ち込まれた動物または植物の種類を指す。外来種の存在は、生態系に影響を及ぼす環境問題の一つとされている。反対にもともとその地域に生息・生育している動物・植物の種類を在来種という。

●外来生物

一般に外来種の総称を指す。

●合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。

●環境学習

人間と環境との関わりについての理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるように、環境について学ぶこと。

●環境基準

環境基本法により、国が定める「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

●環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水・排煙、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排出ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

●環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続き。

●間伐

森林の樹木を間引きすること。森林の樹木は生長すると枝葉が重なり合い、太陽の光が十分に届かなくなり、お互いの生長を阻害するため、間引きすることによって、樹木どうしが適度な間隔を保ち、太陽の光が地上まで十分に届く健全な森林が形成される。

●京都議定書

1997年12月に京都で気候変動枠組条約締約国会議（COP3）が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締約国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。

●空間放射線量

放射性物質から放出される空気中に存在する放射線の量。サーベイメーター（携帯用の放射線測定装置）やモニタリングポスト（設置型の自動測定装置）などで観測する。

●クールビズ

環境省が提唱した室温28℃でも快適に過ごせる軽装化の取り組み。また、クールビズをさらに発展させ、ライフスタイルやワークスタイルを変革することによって節電効果を掲げた取り組みを「スーパークールビズ」という。

●汲み取り便槽

落下式便所に用いられる槽で、し尿を一時的に溜めておき、業者によって定期的な回収を行う。雑排水は河川などの公共用水域に排水されるケースが多い。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する前にその必要性を考え、必要なときは環境負荷ができるだけ少ないものを購入すること。

●グリーンマーク

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク。古紙の利用拡大と紙のリサイクルの促進を図っている。第三者機関（公益財団法人古紙再生促進センター）から承認されることによって「グリーンマーク」を使用できる。

●県立奥武蔵自然公園

優れた自然と風景を保護するとともに、自然とのふれあいを図ることを目的として、昭和26年3月9日に指定された日高市、飯能市、入間市にまたがる21,839.0haの県立自然公園。奥秩父の山岳地帯を背にした500から800メートルの丘陵地帯で、名栗川、高麗川が貫流し、尾根道一帯には多くのハイキング道がある

●公害

環境基本法によると、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

●光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物および揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントを主成分として霧状に発生する大気汚染の現象。目の痛みやせき、気分の悪さなどが主な症状として起きる。

●降下ばいじん

燃料やその他の物の燃焼などに伴って発生し大気中に排出されたばいじん（すすや燃えかすなど）や、堆積された土砂などから風によって舞い上がった粉じん（砂じんや土ぼこりなど）などの固体粒子のうち、重力や雨の作用によって自然に降下するものの総称。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

●耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、農家が数年のうちに作付けする予定がない田畑や果樹園を指す。水不足や自然災害などがその要因とされているが、日本では後継者不足が大きな要因となっており、農林水産省などでは耕作放棄地の有効活用について取り組んでいる。

〈サ行〉

●再生可能エネルギー

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力など自然現象から得られるエネルギーのこと。化石燃料や核エネルギーと異なり、廃棄物による環境汚染の心配のないクリーンエネルギーとされている。

●彩の国みどりの基金

埼玉県が、森林の整備や緑の保全・創出、県民運動の展開を図るため、寄付金や自動車税の一部を財源として創設した基金。

●里山

市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されていた森林。近年、身近な緑地として県民に評価されているが、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。

●事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。

●資源循環型（社会）

天然資源の枯渇、資源採取に伴う自然破壊、廃棄物の大量発生、埋立処分場の問題などを防止するため、資源採取と廃棄をなるべく抑え、生産、流通、消費の中で資源の再利用や再生使用を促進する社会を構築すること。その取り組みの一つとして3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進している。

●自主防災組織

地震などの災害が発生した場合、消火活動や被災者の救出援護活動を迅速に行い、被害を最小限に抑えるため、地域住民どうしが協力し組織的に活動できる体制が構築された任意の住民防災組織。市には平成27年5月現在60の自主防災組織が設立し、防災訓練などを行っている。市では自主防災組織の育成を推進し、災害用資機材の購入などの助成を行っている。

●地震ハザードマップ

地震による災害の予測地図。地図には危険箇所や指定避難場所などが示されている。市のハザードマップの中には予想される震度を示した「ゆれやすさマップ」と、そのゆれによって予想される建物の全壊棟数率を示した「危険度マップ」を掲載している。

●社寺林

神社、寺院を囲む森林のこと。

●集団資源回収

自治会などの地域団体が、資源の回収方法を決めて、回収業者に引き取ってもらうごみの減量・資源化活動のこと。市では集団資源回収を実施した団体に奨励報奨金を交付している。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなどの限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。電気やガス、ガソリンなど直接エネルギーを使用されているだけでなく、食料品や衣料品、あらゆる製品にその生産や流通過程でエネルギーが使われているため、省エネルギーは資源循環や環境保全の重要な取り組みの一つとなっている。

●親水機能

一般に水に親しめる状態を表すときに用いられる用語。河川や水路において、農業を目的とした灌漑機能のほか、子どもたちの遊び場や動植物の生息・生育空間とした非灌漑的機能を指す。

●振動

その現象が地盤等を通じて伝播し、生理的な影響（睡眠障害等）、心理的な影響（作業効率低下等）、社会的な影響（家屋被害等）を及ぼすこと。

●水域類型

水質汚濁の生活環境項目および騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、類型として指定していく方式となっている。

●水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業/牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚濁などがある。

●生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合したシステム。

●生物多様性

地球上の生物と、その生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

●騒音

騒がしくて不快と感じる音のこと。環境基本法で定義されている典型七公害のひとつであり、環境基準が設定されている。

〈夕行〉

●ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。PCBと同じく塩素のつく位置や数により多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。他の化学物質の製造や燃焼、ゴミの焼却などにもなって発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

●大気汚染

人間の経済・社会活動にともなう化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質と、火山の爆発などの自然現象にともなう排出される汚染物質によって大気が汚染されること。

●多自然型川づくり

治水の安全性を確保しながら、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変せず、改変する場合も最低限に留めるものとした自然環境に配慮した工法。

●単独処理浄化槽

し尿を処理して公共用水域等に排水するための浄化槽。汲み取り便槽と同様に、雑排水は処理されずに河川などの公共用水域に排水されるケースが多い。

●地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇すること。

●地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

●低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次報告(2007年)により、このまま温暖化が進行すると地球環境への影響が極めて大きくなることが報告されたことから、21世紀中に二酸化炭素を大幅削減する提案が行われるようになった。

●特定外来生物

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。身近なものとして、アライグマ、ガビチョウ、ウシガエル、セアカゴケグモ、ブラックバス(コクチバス、オオクチバス)、アシチウリ、オオキンケイギク、オオフサモなどが指定されている。

●都市計画マスタープラン

1992年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第18条の2)のこと。

●都市公園

都市公園法に基づき設置される公園。

●土壌汚染

典型7公害のひとつ。蓄積性を有するという点で、他の公害とは異なる特性を持つ。近年は、IC基盤や電子部品の洗浄、金属部品の前処理洗浄、ドライクリーニングなどに多く用いられてきた揮発性有機化合物(VOC)による汚染も問題視されている。

●土砂災害ハザードマップ

土砂災害から大切な生命や財産を守るため、土石流やがけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、避難場所などの情報を示した地図。

●土地改良

農地の干拓や安定的な農業経営を図るため、耕作地の造成や、かんがい用水、農村の生活環境の整備を行うこと。

〈ナ行〉

●二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質である。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

〈ハ行〉

●排気ガス

自動車の走行によって発生する「自動車排出ガス」の略称。

●廃棄物

物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となったものをいい、ごみ、燃え殻、汚泥、し尿、廃油などの固形状または液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から排出される生ごみや粗大ごみなどの一般廃棄物と、主として事業活動に伴って生じた汚泥などの産業廃棄物に区別される。

●P R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれて運ばれる移動量を、事業者が自ら把握して県を經由して国に届け出、国は、事業者からの届出データや推計に基づいて排出量・移動量を集計・公表する仕組み。

●PHV 自動車

プラグインハイブリッド自動車の略称。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、近距離は電気自動車として走行する一方、長距離はガソリンエンジンとの併用によるハイブリッド自動車として走行する。

●PM2.5（微小粒子状物質）

燃料の燃焼などによって直接発生したり、それらとともに発生したガス状物質が大気中で光やオゾンと反応して生成する微少な大気汚染物質。浮遊粒子状物質（SPM）が粒径 $10\mu\text{m}$ 以下に対し、PM2.5は粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子を指す。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。

●BOD（生物学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

●日高市総合計画

総合計画とは、地方自治体のすべての計画の基本となり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画。長期的展望を踏まえた計画的かつ効率的な行財政運営の指針が示される。市では平成23年3月に第5次日高市総合計画が策定され、将来都市像「笑顔と元気を 未来（あした）へつなぐ 緑きらめくまち 日高」の実現を目指し、まちづくりが推進されている。

●日高市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、日高市防災会議が作成する計画。市民の協力のもと、市域における災害を予防し、被害拡大を防ぐとともに、災害復旧を図るなど、市民の生命・身体・財産を災害から保護する指針を示した計画。

●ppm

英語で百万分の1を意味する言葉（parts per million）の頭文字をとって作られた単位。％（百分率）と同じように、百万分の1を単位とする比率の概念（百万分率）。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。

●法定検査

生活雑排水などの適正な処理を図り、河川などの水質環境を保全するため、浄化槽法に基づき、浄化槽が正しく設置され、正常な機能を発揮しているかを確認する検査。浄化槽管理者は法定検査を受けることが義務づけられており、設置後の水質検査と定期検査の2種類がある。

●ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒドは、常温では無色の可燃性の刺激性気体である。

大気環境では、化石燃料や廃棄物の不完全燃焼によって生成するホルムアルデヒドが問題となる。生活環境では、ホルムアルデヒドとフェノール類、尿素またはメラミンを反応させる合成する樹脂の成形品、またはそれらの接着剤を使った合板、木質系ボードにおける未反応のホルムアルデヒドが空气中に拡散して室内空気の汚染を引き起こすほか、食器の場合には食品への溶出が問題となる。

ホルムアルデヒドはシックハウス症候群を引き起こす原因物質のひとつである。

〈マ行〉

●緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物で作る自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで、真夏の暑い日差しを避け、エアコンなど冷房費削減につながることで期待される。

●緑の基金

日高市が市内に残る貴重な自然環境の保全を目的として、市民や企業からの寄付金を財源とした平成4年に創設した基金。

〈ヤ行〉

●野外焼却

畑や空き地などの野外でごみなどの廃棄物を焼却する行為。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されている。

●屋敷林

屋敷の周囲に設置された林。

●有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン類等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

●有害鳥獣

人や家畜、農作物などに被害を与える動物。クマ、シカ、サル、イノシシ、カラスなどが、人の生活に何らかの被害を与えた場合を指す。

●遊休農地

農地の有効利用に向けた措置を講ずべき農地を指す。耕作放棄地のほか、作物の作付けが行われても栽培管理が行き届かず、著しく収穫能力が低い農地も含む。

〈う行〉

●リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。回収されたものを原材料として利用するマテリアルリサイクルと、廃棄物の焼却の際に発生する熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクルの2つに分けられる。

●リデュース

廃棄物の発生抑制のことであり、再使用や修理、廃棄物の発生が少ない商品の購入、コンポストによる生ごみの減量化などがある。

●リフューズ

ごみになるもの、不要なものは断ること。

●リユース

使用済みの製品を再利用すること。

日高市環境基本計画（後期）

平成 28 年 3 月

発行：日高市 〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

電話：042-989-2111 FAX：042-985-3371

編集：日高市 市民生活部 環境課 E-mail：kankyou@city.hidaka.lg.jp

この日高市環境基本計画（後期）は 150 部作成し、1 部当たりの印刷単価は 1,808 円（1 円未満切捨て）です。